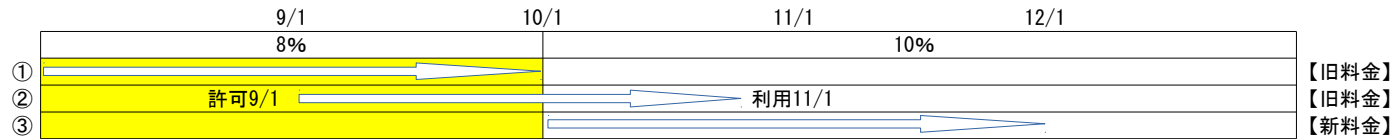


○消費税率引上げに伴う使用料・手数料等改定時の経過措置の内容

(1) 施設使用料等の経過措置



- ①9月30日までに許可を受け、同日までに使用料を納入・施設を使用する場合は、旧料金（税率8%）となります。
- ②施設を使用する日が10月1日以降であっても、9月30日までに許可を受けている使用料を納入する場合は、旧料金（税率8%）となります。
- ③10月1日以降に許可を受け、施設を使用し使用料等を納入する場合は、新料金（税率10%）となります。

担当課：各施設の担当課

(2) 水道料金及び下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・個別生活排水処理施設使用料の経過措置

会津若松市では、11月分の料金まで8%の税率とする経過措置を設けています。

偶数月検針の世帯	9・10月分 8%	11月分 8%	12月分 10%	1・2月分 10%
奇数月検針の世帯	8・9月分 8%	10・11月分 8%	12・1月分 10%	

担当課：水道部総務課 0242-22-6073
下水道課 0242-39-1264